

屋外広告物申請関係

新規の場合（正副2部）

裾野市屋外広告物条例第11条の規定により、許可が必要な屋外広告物を新たに表示・設置する場合には、許可申請書を裾野市長に提出して、その許可を受けていただく必要があります。

	書類	内容
必須	屋外広告物許可申請書	
	案内図	広告物の表示・設置場所がはっきりと確認できるもの 野立て案内図板については、案内する事業所等の場所も明示し、設置場所から案内先への経路、距離を記入すること。また、案内図を表示する方向を記入すること。
	仕様書及び設計図	構造、材質、寸法、面積が確認できるもの
	色彩及び意匠を表す図面	意匠、デザイン、表示内容が分かるもの（地色・表示色のマンセル値を表記すること。仕様書・設計図と一葉でも可） 野立て案内図板については、案内表示の部分および写真・イラストの部分を図示し、その面積と計算式を記入すること。
	設置場所周辺のカラー写真	野立て案内図板については、隣接する看板との相互間距離が確保されていることが分かるもの。また、隣接して看板がある場合、相互間距離を記入すること。
条件付き	土地所有者・管理者の承諾書（賃貸借契約書、使用承諾書）	他人が所有・管理する土地、建物等を利用して表示・設置する場合（様式自由、契約書の写しでも可）
	公共施設（道路等）の占用許可書の写し	道路等の公共施設を占用する場合（上空占用を含む）は、道路占用許可手続がなされている必要があります。
	堅ろうな広告物管理者設置届	堅ろうな広告物（建築基準法に基づく確認が必要な広告物＝高さが4mを超えるもの）の場合
	建築基準法の規定による確認済証の写し	堅ろうな広告物（同上）の場合

（注）堅ろうな広告物について

- ・鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有するもので、高さが4mを超える広告塔等（堅ろうな広告物）は工作物確認が必要です。
- ・堅ろうな広告物（工作物確認が必要な広告物）を表示・設置する場合は、堅ろうな広告物の管理者を置かなければなりません。（裾野市屋外広告物条例第18条第1項）
- ・堅ろうな広告物の管理者は、屋外広告業登録をした者や屋外広告物講習会修了者などに限られます。（裾野市屋外広告物条例第18条第2項）

許可期間更新の場合（正副2部）

裾野市屋外広告物条例第14条第2項の規定により、許可期間満了前に申請があった場合には、許可期間の更新を受けることができます。

許可期間満了前に更新手続きを行うことができるように、許可期間到来前に案内を送付しています。

送付または提出先

〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地

裾野市役所まちづくり課 屋外広告物担当 055-995-1829

変更の場合（正副2部）

許可を受けている屋外広告物に変更・改造がある場合には、裾野市屋外広告物条例第15条の規定により、変更許可申請書を裾野市長に提出して、その許可を受けていただく必要があります。

ただし、軽微な変更については変更許可不要です。

	書類	内容
必須	屋外広告物変更・改造許可申請書	変更許可の期間は、既許可期間の残存期間となります。
	案内図	変更後の広告物の表示・設置場所がはっきりと確認できるもの <u>野立て案内図板については、案内する事業所等の場所も明示し、設置場所から案内先への経路、距離を記入すること。また、案内図を表示する方向を記入すること。</u>
	変更・改造の前後を比較できる仕様書及び設計図	変更の詳細が確認できるよう、新旧それぞれについて構造、材質、寸法、面積が確認できるもの
	変更・改造の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面	変更の詳細が確認できるよう、新旧それぞれについて意匠、デザイン、表示内容が分かるもの（仕様書・設計図と一葉でも可） <u>野立て案内図板については、案内表示の部分、写真・イラストの部分等各々図示し、その面積と計算式を記入すること。</u>
	広告物のカラー写真	変更後の広告物の写真 <u>野立て案内図板については、隣接する看板との相互間距離が確保されていることが分かるもの。また、隣接して看板がある場合、相互間距離を記入すること。</u>

（注）変更許可の不要な軽微な変更

- ・ 広告物の色彩、デザイン、形状に変更を加えない程度の修繕、補修、塗り変え
- ・ 広告物の位置、形状の変更を伴わない興行内容等の定期的な差し替え

その他の届出（正副2部）

届出が必要となる場合	必要書類	注意事項
屋外広告物を取り除いたとき	屋外広告物除却届	* 除却前・除却後のカラー写真を添付してください。（デジカメ可）
屋外広告物の設置者が変更になったとき	屋外広告物設置者変更届	* 設置者を第三者に変更した場合に、新の設置者が提出してください。 * 住所や名称変更のみの場合は氏名・名称・住所変更届となります。
屋外広告物の設置者の住所氏名を変更したとき	屋外広告物設置者の氏名・名称・住所変更届	* 設置者の住所や名称を変更したときに提出してください。 * 第三者に変更になる場合には設置者変更届となります。
堅ろうな広告物の管理者を設置したとき	堅ろうな広告物管理者設置届	* 資格等を証する書面の写しを添付してください。（例 屋外広告業者、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者 等）
堅ろうな広告物の管理者を変更したとき	堅ろうな広告物管理者変更届	* 資格等を証する書面の写しを添付してください。（例 屋外広告業者、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者 等）
堅ろうな広告物の管理者の住所氏名が変更になったとき	堅ろうな広告物管理者の氏名・名称・住所変更届	* 管理者の住所や名称が変更になったときに提出してください。 * 第三者に変更になる場合には管理者変更届となります。